

倉敷市物品電子入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、本市契約課における物品の購入及び物品の修理並びに印刷物において、岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う入札（以下「電子入札」という。）及び見積書の徴収を実施するに当たり、倉敷市電子入札等実施要綱（平成21年告示第374号。以下「要綱」という。）並びに倉敷市物品購入等競争入札心得（ただし、第2条第3項から第9項、第5条1項及び第9条は適用しない。）及び倉敷市物品購入等随意契約見積心得（ただし、第2条第2項から第6項、第4条第1項及び第8条は適用しない。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(ICカード等の取得)

第2条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、要綱第4条に規定するICカード又は、岡山県電子入札共同利用システム簡易認証利用要領に定める簡易認証用ID及びパスワード（以下「ID等」という。）を取得しなければならない。

2 入札参加者が使用することができるICカード又はID等は、倉敷市物品供給等の契約に係る競争入札参加者の資格及び要件を定める要綱（平成29年告示第180号）に基づき入札参加資格を有する者の代表者（入札の参加について権限を委任された者があるときは、当該委任された者とする。）と同一名義のものに限るものとする。

(利用者登録)

第3条 入札参加者は、ICカード又はID等を取得した後、岡山県電子入札共同利用システム利用規約に基づき、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

(指名の通知)

第4条 市長は、電子入札を実施する場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メール又はファクシミリにより、指名の通知を行うものとする。

(仕様書の交付等)

第5条 入札参加者は、指定された期間内に電子入札システムにより対象案件に係る仕様書等の交付を受けなければならない。

2 仕様書等の内容についての質問は、指定された期間内に契約課においてファクシミリによ

り受け付けるものとし、質問に対する回答はファクシミリにより行うものとする。

(電子入札の辞退)

第6条 第4条の規定により指名の通知を受けた者が電子入札を辞退しようとするときは、電子入札システムへの登録により届け出なければならない。

(入札書等の提出)

第7条 入札参加者は、第4条の規定により通知された案件について、入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカード又はID等を使用して電子入札システムへ入札金額その他必要事項の登録を行うことにより入札書を提出しなければならない。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の購入については100分の8）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の購入については108分の100）に相当する金額を入札金額とすること。ただし、単価による契約の場合は別に定める。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

- (1) ID等を不正に使用して行われた入札
- (2) 添付された書類において必要事項が記載されていない入札
- (3) 再度又は再々度の入札において、1回目又は2回目の入札に参加していない者がした入札

(入札結果の通知)

第9条 市長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メール又はファクシミリにより、入札した者に対し入札結果を通知するものとする。

(準用)

第10条 電子入札システムを利用して行う随意契約に係る手続等については、競争入札に係る電子入札に準じて行うものとする。